

- 1 住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）
※ 本市が災害救助法の適用を受けた場合にのみ支援の対象となります。

災害により住宅に被害を受けた方へ大切なお知らせです。

令和5年
度から

災害により、屋根等に被害を受けた住宅
に対し、ブルーシートの支給等について、
自治体からの支援が受けられます。

災害により屋根等に被害が生じた住家には、次の雨に備えて、

- 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前を歩行する方々への安全確保（2次被害防止）のため）

などに対して自治体から救助が受けられます。

○対象：屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を逃れない方で、自治体から「準半壊以上（相当）」と判断された方になります。

※「準半壊以上（相当）」の判断は、自治体職員による現場確認又は被害を受けた方が持参した写真で判断します。
カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

※住家が対象となります。物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。

○期間：災害発生の日から10日以内

○支援内容：上限5万円以内（①又は②のいずれか）

- ① ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の現物給付
- ② 修理業者・団体によるブルーシート展張等の修理の提供

<留意点>

- 1人での作業は非常に危険です。作業はできるだけ適切な装備（ヘルメットや安全帯）を装着して、経験者と2人以上で行いましょう。
- 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- 修理前、修理後の写真が必要です。修理業者に撮影を依頼しましょう。

砺波市

都市整備課景観・建築係 電話 33-1447

2 住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）

被災住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）

日常生活に必要な必要最小限度の部分の修理は、自宅が一定の被害（大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）又は準半壊）を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものです。

- 工事費用の限度額は、お住まいの自治体におたずねください。
 - ※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなされます。
 - ※全壊であっても、修理すれば住居が可能なら、対象とすることができます。
 - ※現金を支給する制度ではありません。
- 日常生活に必要な必要最小限度の部分の修理に当たっては、自治体が修理業者と契約します。
(修理限度額を超える工事費用は自己負担です。)
- 詳しくは「住宅の応急修理Q&A」で検索ください。
- 住宅の被害を受け公営住宅等を避難先として短期間利用された方であれば、応急修理の実施が可能です。



修理に必要な書類

- ①住宅の応急修理申込書
- ②被災証明書(写し)
- ③修理前の被害状況が分かる写真
- ④修理見積書(修理業者に作成を依頼してください。)
 - ※希望する業者が無い場合は各市町村が業者を紹介します。
- ⑤資力に関する申出書(中規模半壊、半壊及び準半壊の方)

留意事項

- カメラでもスマホでも結構です。自宅の被災した状況を写真で撮影してください。
- 修理業者との契約は自治体が行いますので、被災された方自らが契約をしないでください。
- 万が一、自ら契約をして修理を実施しても、修理代金を支払う前に、まずは最寄りの自治体にご相談ください。
- 申込書等は、自治体又は自治体が設置する住宅相談窓口で受け取ってください。